

GIGAスクール構想に係る児童生徒用パソコン及び緊急時用モバイルルーターの無償貸出について

平素から本市教育活動にご理解、ご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、本市ではICTを活用した学習（GIGAスクール構想）、さらには、感染症の発生等による臨時休業の緊急時において、子どもたちが家庭でも学習を継続できる環境整備を進めています。この度、児童生徒用パソコン及び緊急時用モバイルルーターを無償で貸出しすることになりました。つきましては、小中学校において下記のように対応いたします。

記

1 学校からの貸出物

- ①児童生徒用パソコン及びACアダプタ
- ②緊急時用モバイルルーター及びACアダプタ

2 貸出対象及び貸出予定期間

- ①児童生徒用パソコン

貸出対象：**全児童・生徒**

貸出予定期間：令和2年12月から市立小中学校在籍中の5年間

- ②緊急時用モバイルルーター

貸出対象：新型コロナウイルス感染拡大等により長期にわたる臨時休業措置となった児童生徒のうち、インターネットの通信環境が整っておらず、Wi-Fiルーターがなく、貸出を希望される家庭

貸出予定期間：令和2年12月から**緊急時等により臨時休業になった期間内**

3 活用について

- ・12月より児童生徒用パソコンを順次配付し、授業や家庭において活用できるように学校で児童生徒が初期設定作業（パソコンのログインや学習ドリル（ドリルパーク）のログイン）を行います。
- ・児童生徒用パソコンにおいては、主に学校で保管します。ただし、緊急時や学校が指定する日に家庭に持ち帰ることもあります。
- ・初回の持ち帰りでは、「アカウント連絡票」「パソコンの使い方ハンドブック（児童生徒用）」を見ながら、子どもたちと一緒に家庭で以下のことを確認してください。
 - ① 家庭でパソコンにログインする
 - ② 家庭でドリルパークへログインし、学習する
 - ③ 家庭にWi-Fiがある場合はインターネット接続を試す

4 貸出について

○貸出について

- ・**別紙1**「児童生徒用パソコン及びモバイルルーター借用申請書兼同意書」を熟読いただき、必要事項をご記入のうえ、学校へ**12月23日（水）**までに提出してください。
- ・内容に変更がある場合は、学校に連絡してください。学校から「モバイルルーター借用申請書兼同意書（変更届）」を配付いたしますので、必要事項を記入し、学校へ提出してください。

○留意事項

- ・モバイルルーターは**緊急時等により臨時休業になった期間内での貸出**になります。
- ・モバイルルーターの貸出対象の有無は、**別紙2**「緊急時用モバイルルーターの貸出対象確認フローチャート」でご確認いただき、申請するようにお願いします。
- ・**別紙1**「児童生徒用パソコン及びモバイルルーター借用申請書兼同意書」の「貸出物、モバイルルーター」の「借用します」「借用しません」のいずれかに○をしてください。
- ・緊急時用モバイルルーターに関しては、数に限りがありますので、ご家庭にWi-Fi環境がある場合など、インターネットの使用に支障がないご家庭は申請をご遠慮いただきますようお願いいたします。

5 お問い合わせ

- ・重大な過失により、紛失・破損・故障等した場合は修理等をご負担いただきます。あらかじめご留意ください。
- ・家庭に持ち帰った児童生徒用パソコン及び緊急時用モバイルルーターは、児童生徒の次回登校日に合わせて持たせてください。

6 お問い合わせについて

GIGA スクール構想に関する問い合わせ：教育センター 企画情報課 情報教育グループ
(072-270-8112)【通話料がかかります。平日 9:00~17:30】

保護者からのパソコンの操作等の問い合わせ：保護者専用ヘルプデスク
(0120-405-008)【フリーダイヤル※平日 9:00~21:00】

※パソコンの初回の持ち帰りに備え、下記の週末にも臨時的に保護者専用ヘルプデスクを開設しています。学校からパソコンを持ち帰った時に、操作等で不明な点があれば、お問い合わせください。
(0120-405-008)【フリーダイヤル 12/19・20 1/16・17 1/23・24 1/30・31 9:00~21:00】

※臨時の保護者ヘルプデスクの開設に伴い、保護者専用ヘルプデスクは休業日となり、電話はつながりません。【休業日 12/22・23 1/19・20 1/26・27 2/2・3】

(宛先) 学校長

以下のとおり、児童生徒用パソコン活用ガイドブック(保護者用)をよく読んで、子どもと確認の上、児童生徒用パソコン及びモバイルルーターの借用を申請します。なお、この申請にあたっては、次の点について同意します。

- ① 個人情報の取扱い、セキュリティに注意し、児童生徒用パソコン活用ガイドブック(保護者用)に基づき、必ずルールを守って、学校、家庭での学習用として使用します。
- ② 適切な管理のもとに使用するとともに、これを譲渡し、貸与し、担保に供する等の目的には使用しません。
- ③ 児童生徒用パソコン及びモバイルルーターにおいて、重大な過失により、紛失・破損・故障等した場合は、修理費等を負担します。

申請日	令和	年	月	日
	フリガナ			
	保護者氏名			
	在籍校名	堺市立 学校		
児童生徒氏名	フリガナ			
	年組			
貸出物	児童生徒用パソコン	1 台		
	モバイルルーター ※緊急時のみの貸出しになります。	モバイルルーターを借用しますか。いずれかに○をしてください。		
		<input type="checkbox"/>	借用します。	
	<input type="checkbox"/>	借用しません。		
貸出対象: 新型コロナウイルス感染拡大等により長期にわたる臨時休業措置となった児童生徒のうち、インターネットの通信環境が整っておらず、Wi-Fiルーターがなく、貸出を希望される家庭				

- ※ 太枠の欄に記入してください。
- ※ 同一校に兄弟姉妹がいる家庭については、児童生徒につき1枚ずつ学校に提出してください。
- ※ モバイルルーターは**緊急時等により臨時休業になった期間内での貸出**になります。モバイルルーターについては、別紙2で貸出対象であるかを確認してください。申請する場合は「貸出物、モバイルルーター」「借用します」左の欄に○をしてください。

※緊急時のみの貸出しになります

Q1 ご家庭にインターネット回線はありますか。
(光回線、固定電話、ケーブルTV、モバイル通信 など)

ある ↓

ない ↓

Q2 インターネット回線のうち、
・光回線(フレッツ光、 auひかり、 docomoひかり、 softbankひかり、 NURO光 など)
・固定電話 (ADSL・ISDN など)
・ケーブルTV (J:COM など) のいずれかですか。

ある ↓

不明 ↓

ない ↓

Q3 家族や子どもが所有しているモバイル通信端末 (ポケットWi-Fiや携帯電話などのスマートフォンなど) を使って、日中家庭でインターネットが利用できますか。

できる ↓

できない ↓

Q4 モバイル通信 (ポケットWi-Fiや携帯電話などのスマートフォンなど) の通信量は1カ月あたり10GB (ギガバイト) 以上 (1回線あたり) ですか。

不明 ↓

10GB以上 ↓

各通信回線会社や各電気通信事業者にお問い合わせください。

10GB未満 ↓

対象にはなりません

緊急時等により臨時休業になった期間内の貸出対象となります